

幼稚園使用料未納対策事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）（以下、「条例」という。）大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則（平成26年大阪市教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）並びに大阪市未収債権管理事務取扱規則（平成20年大阪市規則第47号）に基づき、幼稚園使用料の未納対策事務を適切に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 園内体制

- (1) 幼稚園使用料の徴収は、園長を中心とした幼稚園全体で取り組むこととし、園内に園長、主任及び関係教職員による検討委員会を設置し、幼稚園使用料の納付促進及び未納解消を図るものとする。
- (2) 園長は、規則第9条に規定する退園処分を行うにあたり、弁明の機会を付与したとき、聴聞を行ったときその他必要があると認めたときは、前号の検討委員会を開催する。
- (3) 検討委員会に関し、必要な事項は園長が定める。

第3 使用料納付の啓発・周知

園長は、幼稚園使用料に関し、入園時や毎年度当初に、園児の保護者に対して、幼稚園使用料の額、納付方法、納期限、滞納による延滞金の発生、法的措置、退園措置等について周知及び啓発を図る。

併せて、大阪市子どものための教育・保育給付支給認定に関する事務取扱要綱（平成27年4月1日施行）（以下、「支給認定要綱」という。）における支給認定の変更・取消規定、大阪市子ども・子育て支援法施行細則の規定による利用者負担額等の決定に関する要綱（平成27年4月1日施行）（以下、「利用者負担額要綱」という。）における軽減規定についても、十分な周知を図る。

第4 在園児に対する未納使用料徴収手続

1 未納が発生した場合（「督促状」の送付）

- (1) 園長は、関係教職員を通じて未納の原因を把握し、未納者の属する世帯が支給認定要綱の変更申請により利用者負担額が低くなる場合には、未納者に申請手続きを求めるとともに、利用者負担額要綱に規定する使用料の軽減に該当する場合は、未納者にその申請を勧める。

- (2) 市長は、規則に定める納期限において未納がある場合は、納期限の翌日から 40 日以内に、「督促状」（様式 1）及び「納付書」を未納者に送付する。「督促状」には、督促状を発する日から起算して 10 日後の指定納期限を付す。
- (3) 未納者（保護者）が本市職員であることが判明した場合は、厳しく督促及び催告を行うとともに、園長はすみやかにこども青少年局長に報告する。
- (4) 幼稚園使用料債権については、徴収月ごとの管理とし、第 2 号による督促後、新たに未納が生じた場合は、次月以降についても、同様の手続を行う。

2 「督促状」の指定納期限を過ぎてもなお未納の場合（「幼稚園使用料未納者記録簿」の作成及び「分納誓約書」等の提出）

- (1) 「督促状」の指定納期限を過ぎてもなお未納であるときは、園長又は関係教職員が未納者に対して面談等により、未納となっている事情について聞き取り、納付しない正当な理由があると認めたときは、その時点における未納使用料について、「未納分幼稚園使用料債務の承認及び分納誓約書」（様式 2）（以下「分納誓約書」という。）及び「幼稚園使用料納入計画書」（様式 3）（以下「納入計画書」という。）及び「調査同意書」（様式 4）を提出させる。
- (2) 「分納誓約書」及び「納入計画書」の提出後、新たに未納が発生した場合は、既に提出済の「分納誓約書」及び「納入計画書」により承認・分納誓約された債権とは別に取扱うこととする。
- (3) 督促・面談等の経過については、「幼稚園使用料未納者記録簿」（様式 5）（以下「未納者記録簿」という。）に記録するとともに、文書の控は必ず保管しておく。

3 「分納誓約書」「納入計画書」の提出があつたが、履行されない場合（催告及び法的措置の予告）

- (1) 未納者が「分納誓約書」及び「納入計画書」のとおり履行しない場合は、面談・電話・文書等による催告を行う。（複数回実施）
- (2) 複数回の督促によっても未納使用料の納付がなく、かつ、5ヶ月分の使用料が未納となった場合、園長は、市長が法的措置を行う旨、催告書（様式 6）により通知する。
- (3) 催告・面談等の経過については、「未納者記録簿」に記録するとともに、文書の控は必ず保管しておく。

4 法的措置の実施（法的措置の予告及び実施）

- (1) 市長は、前項の催告によつてもなお納付がなく、6ヶ月分の使用料が未納となり、かつ納付しない正当な理由が認められず、法的措置の必要があると判断したときは、未納者に対して、内容証明郵便により、民法 153 条に基づき、法的措置予告の「催告書」（様式 7）を送付する。

- (2) 市長は、前号の催告によってもなお未納使用料の全額又は一部の納付がないときは、未納者の居住地を管轄する簡易裁判所に対して、民事訴訟法に基づく支払督促の申立を行う。
- (3) 市長は、未納者から支払督促申立に対する異議申立が2週間以内に裁判所に行われないときは、民事訴訟法に基づく仮執行宣言申立を行う。
- (4) 市長は、仮執行宣言付支払督促・確定判決・和解・調停等の債務名義が確定してもなお未納使用料の納付がないときは、財産調査のうえ、民事訴訟法に基づく債権差押命令申立等により、強制執行を行う。

第5 「分納誓約書」等の提出もなく、納付の意思が認められない条例第4条第1号に定める幼稚園使用料未納者（在園児）に対する手続

1 未納者から「分納誓約書」「納入計画書」「調査同意書」の提出がない場合 (退園処分の予告)

- (1) 園長は、複数回の催告によっても、「分納誓約書」「納入計画書」「調査同意書」の提出もなく、かつ納付しない正当な理由が認められないときは、聴聞について、「聴聞通知書」（様式8）により通知する。
- (2) 園長は、聴聞の通知後、未納者から未納使用料の一部が納付されたときは、その者から「分納誓約書」、「納付計画書」、「調査同意書」を提出させる。

2 「聴聞通知書」の期日にお未納の場合（聴聞及び退園処分）

- (1) 園長は、「聴聞通知書」の期日までに、未納使用料の全額又は一部の納付がない場合で、納付の意思が認められず、かつ納付しない正当な理由があるとは認められないときは、未納者に対し聴聞を行う。
- (2) 園長は、聴聞を行った後、第2の第2号に定める検討委員会を開催し、納付しない正当な理由があるとは認められないと判断したときは、当該園児の退園処分を決定するものとし、未納者に「退園処分通知書」（様式9）により通知するとともに、こども青少年局長へ報告する。

3 園児及び保護者等が居所不明の場合の手続（退園処分）

- (1) 園長は、督促後2ヶ月を経過しても、なお園児及び保護者等の居所が不明であり、就園の意思及び納付の意思が確認できない場合は、当該園児を退園処分とすることができる。
なお、園児及び保護者等の居所が不明となった場合は、居住地の調査を行うとともに、督促状・催告書等の不送達状況並びに居住地調査の経過等については、「未納者記録簿」に記録のうえ、督促状・催告書等の控えは必ず保管しておくこと。
- (2) 園長は、退園処分についてこども青少年局長へ報告する。

4 その他

処分の適用にあたっては、教育的配慮をもって慎重に取扱うとともに事務手続に遗漏のないよう処理する。

第6 「分納誓約書」等の提出もなく、納付の意思が認められない条例第4条第2号に定める幼稚園使用料未納者（在園児）に対する手続

1 未納者から「債務承認書」「納入計画書」「調査同意書」の提出がない場合

（一時預かり事業の利用中止の予告及び弁明の機会の付与）

- (1) 園長は、複数回の催告によっても、「債務承認書」「納入計画書」「調査同意書」の提出もなく、かつ納付しない正当な理由が認められないときは、「幼稚園使用料未納による一時預かり事業利用中止処分について（予告通知）」（様式10）により、この通知に付する納期限までに未納使用料の納付がない場合、納期限の属する月の翌月1日から一時預かり事業利用中止処分を行う旨を通知する。
- (2) 園長は、前号の予告通知と同時に「弁明の機会付与通知書」（様式11）により、未納者へ弁明の機会の付与について通知する。
未納者からの弁明は、「幼稚園使用料未納に係る弁明書」（様式12）（以下「弁明書」という。）により、この通知に付した提出期限（通知を受け取る日からおよそ2週間後）までに行うこととする。
- (3) 園長は、「弁明書」により、納付しない正当な理由があると認められる場合は、利用中止処分は行わないこととし、未納者から「債務承認書」「納付計画書」「調査同意書」を提出させる。

2 未納者から「弁明書」の提出がない場合（利用中止処分の予告）

- (1) 園長は、未納者から前項の第1号による利用中止処分の予告通知に付した納期限までに未納使用料の全額又は一部の納付がなく、かつ「弁明書」の提出もない場合は、第2の第2号に定める検討委員会を開催し、納付しない正当な理由があるとは認められないと判断したときは、前項の第1号による利用停止処分の予告通知に付した納期限が属する月の翌月1日から当該保護者を利用中止処分とする。
なお、園長は利用中止処分を行ったときは、こども青少年局長へ報告する。
- (2) 園長は、未納者に、「一時預かり時事業利用中止処分通知書」（様式13）により、利用中止処分について通知する。
- (3) 園長は、利用中止処分の通知後、未納者から、未納使用料の全額の納付があつた場合、又は未納使用料の一部が納付され、あわせて引き続き納付される見込みがあると判断した場合は、利用中止処分を解除することができる。また、未納使用料の一部を

納付した未納者から「債務承認書」、「納付計画書」、「調査同意書」を提出させる。

なお、園長は、利用中止処分を解除したときは、未納者に「一時預かり事業利用中止処分解除通知書」（様式14）により利用中止処分の解除を通知するとともに、こども青少年局長へ報告する。

3 その他

処分の適用にあたっては、教育的配慮をもって慎重に取扱うとともに事務手続に遺漏のないよう処理する。

第7 卒園児及び退園児に対する未納幼稚園使用料徴収手続

- (1) 卒園児及び退園児に未納幼稚園使用料がある場合、卒園及び退園の日までに「催告書」を2部作成のうえ、1部を未納者に手渡し、1部には受領印を徵し、幼稚園控とする。
やむを得ず、手渡しによる交付ができない場合は、郵便で通知し、文書の控を保管しておく。
- (2) 園長は、当該未納者に対して、定期的に文書による催告を行う。
催告の経過については、「未納者記録簿」に記録するとともに、文書の控は必ず保管しておくこと。
- (3) 市長は、催告によってもなお未納幼稚園使用料の全額又は一部の納付がなく、かつ納付しない特別な事情が認められず、法的措置の必要があると判断したときは、第4の第4項に準じて法的措置を実施する。
- (4) 園長は、未納幼稚園使用料がある卒園児及び退園児が居所不明となった場合は、居住地調査を実施のうえ、督促・催告を行う。

附 則

この要綱は平成29年1月4日より施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

(園児名前) 様
(保護者名前) 様

大阪市長

印

督 促 状

平成 年 月 日現在、平成 年度分の保育料（一時預かり利用料）について、次とのおり 円が未納となっておりますので、平成 年 月 日までに必ず納入してください。

なお、指定納期限までに納付がない場合については、延滞金が発生し、指定納期限の翌日から納付した日まで延滞金を徴収いたします。

(納入していただく金額)

未納月	徴収日	指定納期限	未納 利用料	延滞金
平成〇年度 〇月分保育料 (利用料)	平成〇年〇月〇日	平成●年●月●日	円	× % × 延滞日数/365 日

(注)

- ※ 延滞金は、税外歳入に係わる延滞金及び過料に関する条例に基づきます。保育料（利用料）納付後、別途お知らせのうえ徴収します。延滞日数につきましては、該当する未納月の指定納期限の翌日から起算して納付した日までの日数となります。算定した延滞金が 1,000 円未満である場合は徴収いたしません。
- ※ 不明な点がありましたら、担当までおたずねください。また、本状と行き違いで納付済の場合はご了承ください。大阪市立〇〇幼稚園 保育料（一時預かり事業）担当（電話 06-****-***）
- ※ これ以前の未納については、すでにお知らせしておりますが、次のとおりとなっております。内容をご確認のうえ、合わせて納付してくださいますようお願いいたします。

未納月	徴収日	指定納期限	未納 利用料	延滞金
平成〇年度 〇月分保育料 (利用料)	平成〇年〇月〇日	平成●年●月●日	円	× % × 延滞日数/365 日

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

(様式2)

未納分幼稚園使用料債務の承認及び分納誓約書

大阪市長 様

(園児)

大阪市立 幼稚園 組
名前
生年月日 年 月 日 生
住所

(保護者)

名前 印 名前 印
住所 住所

下記幼稚園使用料は、私（たち）にその納入すべき義務がある未納入分債務であることを認めます。しかしながら、次の理由により全額を一括納付することが困難であるため、裏面の納入計画書により納入することを誓約しますので、承認願います。

なお、万一、この誓約書に違反した場合は、分割納入の利益を失い、その時点で残額を一時に支払うことを固く誓約します。

平成 年 月 日

記

債務総額（平成 年 月 日時点） 円
一括納入できない理由

幼稚園使用料納入計画書

平成 年 月 日

園児	園名		組		
	名前		生年月日		
	住所		電話番号		
保護者	名前	(印)	園児との続柄		生年月日
	住所		電話番号		
	勤務先		勤務先住所		
		勤務先電話番号			
保護者	名前	(印)	園児との続柄		生年月日
	住所		電話番号		
	勤務先		勤務先住所		
		勤務先電話番号			
滞納額	滞納期間		滞納額		
	平成 年 月分～平成 年 月分		保育料 一時預かり利用料	円	
	平成 年 月分～平成 年 月分		保育料 一時預かり利用料	円	
	平成 年 月分～平成 年 月分		保育料 一時預かり利用料	円	
納 入 計 画					
次 の と お り 納 入 し ま す					
納付方法	平成 年 月 日 か ら 平 成 年 月 日 ま で の 回 と す る。				
納入期日	納入額		納入期日	納入額	
年 月 日	円		年 月 日	円	
年 月 日	円		年 月 日	円	
年 月 日	円		年 月 日	円	
年 月 日	円		年 月 日	円	
年 月 日	円		年 月 日	円	

※ 留意事項

- (1) 納入計画書を提出した者は、納入計画に従い誠実に履行すること。

(様式4)

平成 年 月 日

大阪市長 様

(幼児)

大阪市立 幼稚園 組
名前
生年月日 年 月 日 生
住所

(保護者)

名前
住所

(保護者)

印 名前
印 住所

調査同意書

幼稚園使用料について、納付計画に従い履行しない場合、大阪市長が私の収入及び資産の状況等に関する次の調査を行うことに同意します。

また、大阪市長が各関係機関への調査委託及び報告要求を行うにあたって、本同意書を各関係機関に提示し、私が同意している旨を伝えて構いません

記

○調査内容

- 1 大阪市の各部署が保有する次の情報に関する調査
 - ・市税等の課税・滞納状況に関する調査
 - ・口座振替に関する調査
 - ・現住所及び連絡先に関する調査
- 2 他官庁における課税・滞納状況に関する調査
- 3 金融機関における取引状況に関する調査
- 4 生命保険の加入状況に関する調査
- 5 勤務先等における給与支払状況に関する調査

幼稚園使用料未納者記録簿

園児	幼稚園名				歳児・組(クラス)			
	入園年月日	年 月 日 入園			卒園・退園の区分	年 月 日 卒園・退園		
	名前				生年月日	年 月 日 生		
	住所	郵便番号	-			自宅電話番号		
				携帯電話番号				
保護者	名前				園児との続柄			
	住所	郵便番号	-			生年月日	年 月 日 生	
		自宅電話番号						
		携帯電話番号						
	名前				園児との続柄			
	住所	郵便番号	-			生年月日	年 月 日 生	
自宅電話番号								
滞納理由								
	減免申請状況	申請年月	年 月	許否		備考		
退園処分	退園処分通知送付年月日	年 月 日	退園処分					
利用中止処分	利用中止処分通知送付年月日	年 月 日	利用中止処分					
分 納 誓 約 書 提 出 日		年 月 日		法 的 措 置 実 施 日		年 月 日		
支 払 督 促 申 立 等 手 続 き	対象未納月数		年 月 分～ 年 月 分(ケ月分)					
	支払督促申立予告通知日			年 月 日		支払督促申立額		
	支払督促申立書提出日			年 月 日		円		
	支払督促発付通知日			年 月 日				
	仮執行宣言申立書提出日			年 月 日				
	仮執行宣言発付日			年 月 日				
	確 定 日			年 月 日				
不 能 欠 損 处 理 日		年 月 日						
備 考								

平成 年 月 日

児童名 様
保護者名 様大阪市立 幼稚園
園長 印

催告書

これまで未納であった幼稚園使用料については、たびたび督促してまいりましたが、平成
年 月 旦現在、 下記のとおり _____ 円が未納となっております
 ので、早急に当園まで持参し、納入してください。

卒園・退園されましても、未納額については免除となりません。一括で納入できない理由
 がある場合にはご相談に応じます。なお、納期限までに納付がなく、ご連絡もない場合は
 大阪市が法的措置をとることがありますので、念のため申し添えます。

(納入していただく金額)

未 納 月 (本来の納期限)	指 定 納期限	未納幼稚園使用料		延 滞 金 (幼稚園使用料金額の千円未満は切り捨てて計算します)	
平成 年 月分 (/)	/	保育料	円	< 円 × ●% × 延滞日数／365日 >	
平成 年 月分 (/)	/	一時預かり 利用料	円	< 円 × ●% × 延滞日数／365日 >	
計			0	延滞金・督促手数料については、授業料納入後に延滞金の額 が確定しますので、後日計算し、お知らせの上徵収します。	

延滞金・督促手数料は、税外歳入に係る督促手数料、延滞金および過料に関する条例に基づきます。

※ 延滞日数につきましては、該当する未納月の指定納期限の翌日から起算して納入した日までの日数
 なお、算定した延滞金が1,000円未満である場合は徵収しません。

不明な点がありましたら、保育料（一時預かり事業）担当までおたずねください。
 また、本状を受け取る前に納付済の場合は行き違いで、ご了承ください。

事務担当 大阪市立 幼稚園 保育料・一時預かり事業担当
 (電話) — — —)

(様式 7)

平成 年 月 日

大 阪 市 ○ ○ 区 △ △
様
様
様

大 阪 市 北 区 中 之 島 1 丁 目 3 番 20 号
大 阪 市 長
大 阪 市 こ ん も 青 少 年 局 ● ● 部
● ● 課 ● ● グ ル ー プ
(06 - 6208 - ▲ ▲)

最終催告書兼訴訟提起等予告書

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで 市立 幼稚園に通園された際の幼稚園使用料のお支払につき、本書を差し上げます。

上記幼稚園使用料について、本市は貴方に対し、再三、残額のお支払をお願いして参りましたが、本日至るまで貴方からお支払をいただいておりません。

つきましては、同封の納付書により平成 年 月 日 までにお支払いください。上記期限までにお支払なきときは、法的手段をとることになりますので、その旨申し添えます。

なお、本状到着前に納付済みの場合は、行き違いでですのでご了承ください。

記

1 未 納 年 度 平 成 年 度 ~ 年 度

2 未 納 額 円

3 延滞金（相当額） 円

4 その他

- (1) 上記納期限の翌日から、大阪市税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例第3条又は大阪市財産条例第11条、第23条により延滞（損害）金（年利14.6%）が納付日までの日数により加算されます。
- (2) 上記の期限までに納付がなく、御連絡もない場合は、法的措置をとらせていただきます。法的措置とは、支払督促や訴訟、強制執行など裁判所を介して債権の回収を図る手続をいいます。法的措置が開始されると、次のとおり貴方にとて多大な負担となります。
- ・ 裁判所への出頭、書類の作成等多大な労力がかかることに加え、訴訟費用や滞納金等の支払費用のほかに弁護士費用等の多大な費用がかかります。
 - ・ 一括納付のみの請求となり分割納付をお受けすることはできません。なお、支払督促において貴方が分割納付を希望した場合は自動的に訴訟に移行します。
- したがいまして、法的措置に移行する前に上記の期限までに必ず御連絡いただきますようお願いします。

聴聞通知書

平成 年 月 日

様

大阪市立

幼稚園

園長

印

行政手続法第13条第1項 大阪市行政手続条例第13条第1項		の規定により、次のとおり聴聞を行うので通知します。		
	予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令又は条例等の条項	大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例第8条第1項及び同条例施行規則第9条の2第1項		
	不利益処分の原因となる事実	大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例第4条第1号に定める幼稚園使用料滞納		
	聴聞の期日	平成 年 月 日 ()	午前 午後	時 分
	聴聞の場所	大阪市立 幼稚園		
	聴聞に関する事務を所掌する組織の名称、所在地及び電話番号	大阪市立 幼稚園 (住所) (電話番号)		
		1 聽聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証書類等を提出することができます。 2 聽聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。		
注1 代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞の期日までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。 2 出頭の際には、この通知書を持参してください。				

(様式9)

退園处分通知書

平成 年 月 日

幼稚園 組
園児名 様
保護者名 様

大阪市立 幼稚園
園長 印

平成 年 月 日現在、上記園児にかかる幼稚園使用料 円
が未納となっていますので、大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則第8条の規定により、平成 年 月 日付で退園処分が決定したので通知します。

(注)

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

(様式 10)

平成 年 月 日

幼稚園 組

(園児名 様)

保護者名 様

大阪市立 幼稚園

園長 印

幼稚園使用料未納による
一時預かり事業利用中止処分について（予告通知）

平成 年 月 日現在、上記園児にかかる利用料 円
(平成 年 月～平成 年 月分) が未納となっています。

下記納期限までに納付がない場合、大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（昭和25年大阪市条例第3号）第8条の規定により一時預かり事業の利用中止処分を命じます。

記

納期限 平成 年 月 日

(注意)

1 この通知後、納期限までに次のとおりとなったときは、一時預かり事業の利用中止処分は行いません。

(1) 未納となっている利用料を全額納付された場合

(2) 未納となっている利用料の一部が納付され、あわせて今後も引き続き納付される見込みがあると園長が判断した場合

2 利用中止処分となった場合は、大阪市立幼稚園一時預かり事業実施要綱第6条第4項に基づき、その処分日以前の利用申込を取り消すとともに、同条第5項に基づき、処分解除の日まで利用申込を受け付けませんので、ご留意ください。

弁明の機会付与通知書

(保護者名)

平成 年 月 日

様

大阪市立

幼稚園

園長

印

行政手続法第13条第1項 大阪市行政手続条例第13条第1項		の規定により、次のとおり弁明の機会を付与するので通知します。
	予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令又は条例等の条項	大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例第8条第2項及び同条例施行規則第9条の2第3項
	不利益処分の原因となる事実	大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例第4条第2号に定める幼稚園使用料滞納
	弁明書の提出先	大阪市立 幼稚園
	弁明書の提出期限	平成 年 月 日 ()
弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。		
注1 代理人を選任したときは、弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までに、 委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。 2 出頭の際には、この通知書を持参してください。		

(様式 1-2)

幼 稚 園 使 用 料 未 納 に 係 る 弁 明 書

平成 年 月 日

大阪市立 幼稚園
園長 様

大阪市立 幼稚園 組
園児名
保護者名

印

上記園児にかかる幼稚園使用料が未納となっている理由は、次のとおりです。

記



(注) 証拠書類等があれば、添付してください。

一時預かり事業利用中止処分通知書

平成 年 月 日

幼稚園 組
園児名 様
保護者名 様

大阪市立 幼稚園
園長 印

平成 年 月 日現在、上記園児の一時預かり事業の参加にかかる幼稚園使用料 円が未納となっていますので、大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則第8条の規定により、平成 年 月 日付けで一時預かり事業の利用中止処分が決定したので通知します。

(注1)

(注2) 大阪市立幼稚園一時預かり事業実施要綱第6条第4項に基づき、本処分日以前の利用申込を取り消すとともに、同条第5項に基づき、処分解除の日まで利用申込を受け付けません。

備考 (注1) の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

一時預かり事業利用中処分解除通知書

平成 年 月 日

大阪市立 幼稚園 組
園児名 様
保護者名 様

大阪市立 幼稚園
園長 印

上記（保護者名）の（園児名）にかかる一時預かり事業の利用中止について
は、平成 年 月 日付けで通知していましたが、未納となっていた利
用料について、次のとおり納付が確認されたので、利用中止を解除します。

- 未納利用料の全額が納付された。
- 未納利用料の一部を納付のうえ、「分納誓約書」及び「納入計画書」の
提出があった。